

男女共同参画推進センター運営会議内規

(目的)

第1条 この内規は、男女共同参画推進センター規程（平成24年規程第 号）第4条第2項の規定に基づき、男女共同参画推進センター運営会議（以下「センター運営会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織等)

第2条 センター運営会議は、次の委員をもつて組織する。

- (1) 男女共同参画推進センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 男女共同参画推進副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 教育職員の中から、センター長が指名する者 若干名
- (4) 看護部職員の中から、センター長が指名する者 1名
- (5) 事務局職員の中から、センター長が指名する者 1名
- (6) その他センター長が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号から第6号までの委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 センター運営会議は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に係る方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 男女共同参画推進に係る点検、評価及び改善に関すること。
- (4) 男女共同参画推進に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (5) その他男女共同参画推進に関すること。

(会議の運営)

第4条 センター長は、センター運営会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、副センター長のうち、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

3 センター運営会議は、必要に応じて開催する。

4 センター運営会議は、委員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 センター運営会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は報告を求めることができる。

6 その他センター運営会議の運営に関し、必要な事項は、センター運営会議において定める。

(庶務)

第5条 センター運営会議に関する庶務は、総務部総務課において行う。

附 則

1 この内規は、平成24年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 第2条第1項第3号から第6号までの規定により最初に指名される委員の任期の開始は、この内規の施行の日とし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。